

計画の基本理念 『住み慣れた地域でともに支え合い、最期まで安心して暮らせるまちづくり』

基本施策1 『地域支え合い体制の構築』

■将来のめざす姿

地域活動サポートセンター「ゆい」を拠点として、地域住民とともに介護予防と生活支援の充実を図り、高齢者が住み慣れた地域の中で支え合いながら、最期まで安心して暮らすことができる地域づくりをめざします。

■施策の方向性（第7期計画の3年間の取組方針）

高齢者の身近な場所で、介護予防と日常生活支援の充実のために、高齢者の自立心を高めながら、地域の様々な社会資源を見える化し、多様な主体によって支え合う体制を整備していきます。

■取組の柱 1-① 地域での多様な主体による支援の創設

施策の名称	内容	第7期計画目標（下限値・見込み）			達成率	具体的な取組	達成状況
		2018	2019	2020			
(ア) 地域活動サポートセンター事業「ゆい」	地域活動サポートセンター「ゆい」は、介護予防及び生活支援の地域活性化のための拠点として位置付け、地域の健康づくりや生きがいづくり等のサロン活動の推進やそれとともに人材育成、地域のニーズと人材も含むマッチングなどを行います。 また、本センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域支え合いネットワークの拠点として、社会福祉協議会と連携し、地域の介護予防と生活支援の充実を図ります。	/	/	/	○	地域の介護予防と生活支援の拠点としてスタッフの充実と、出前講座等の地域に出向くサポート活動の活性化を図りました。また、センターの活動内容の見直しを行い、地域活動の人材育成の強化を図りました。	地域サロンの活性化に寄与するような教室を織り込んだ「介護予防ビギナー教室」と介護予防サポーターの質の向上をめざした「介護予防サポーター教室」を行っていきます。
(イ) 生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターを配置し、地域に入りこみながら地域状況を把握し、地域の支え合いが育つような地域活動や人間関係を掘り起こし、それぞれの活動の継続や拡大・改善に向け相談を受け、社会資源のマッチングを行います。また、技術的な支援や、必要に応じて、財政的な支援を行うことで、地域資源として組織化していくよう取り組みます。				○	第1層生活支援コーディネーター1名配置（直営）…地域支え合いの体制整備の組織作りや今後の方向性を明確にしました。第2層生活支援コーディネーター1名配置（社会福祉協議会委託）…市内各地域に出向き、介護予防・生活支援情報を収集し「見える化マップ」の作製に取り組みました。また、地域活動の支援情報をまとめた「地域活動おたすけハンドブック」を作成しました。	地域状況に合わせて、第2層コーディネーターを増やしていきます。また、各小学校区に、生活支援コーディネーターの協力員を育成していき、その育成の場として、地域活動サポートセンターで行う、地域活動の情報交換の場「地域カフェ」を位置づけ、コーディネート活動の充実を図ります。
(ウ) 地域支え合いネットワークの構築	地域で介護予防・生活支援の充実を図るため、協議の場となる地域支え合いネットワーク（協議体）を構築します。地域の中から出てくる支援ニーズを基礎として地域のあらゆる資源等を探り、地域では解決できない課題は、行政・法人・NPO・シルバー人材センター等多様な主体が支援する中で解決の方法を見いだしていきます。				○	地域課題を協議し、課題解決を探るネットワークの方向性が確定し、1層のネットワークにて「ゴミ出し等地域の簡単な生活支援」課題別会議を立ち上げました。2層においては、モデル地区（舞の里校区）を開始。 古賀市内全域へ、生活支援体制整備の啓発を目的とした、「地域支え合いネットワーク通信」を年間3回発行し、古賀市内の地域活動の具体例を基に啓発を行っています。	今後、2層の地域支え合いの協議の場を充実させていく必要があります。高齢者の地域資源をまとめた「見える化マップ」を通して、地域住民と共に地域の課題を明確にし、解決すべき地域課題が出てきた場合は、課題別会議を開催し協議していきます。

(エ) 介護予防サ ポーター事 業	高齢者等が介護施設や地域において介護予防のサポートを行う活動に対し、ポイントを付与し、もらったポイントに応じて、謝礼を受け取ることができる事業を通して、地域の介護予防の活性化と、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。	介護予防サポーター年度登録数			△	介護予防サポーターは、運動・音楽・生きがい活動を地域で行い、介護予防活動の活性化に貢献しました。実績としては、サポーターを受け入れる地域や施設が増加し（29年度34か所・30年度42か所）サポーターが支援した延べ人数は、9,000人を超えています。	市民による介護予防サポーター活動の普及は、サポーターが活躍する場が広がるのが重要です。そのための取組の工夫と、マッチングの強化を行う必要があります。
		260人	330人	350人			
(オ) 介護予防サ ポーター育 成事業	身近な地域で、健康づくりや介護予防活動の活性化をめざし、運動活動（玄米二ギニギ体操・家トレ・ボール体操等）・音楽活動（音楽レクリエーション・鍵盤ハーモニカ）などの支援を行う人材を育成します。また、フォローアップ講座や連絡会を通し、サポーターのスキルアップや仲間づくりを行います。	介護予防サポーター養成人数			○	介護予防サポーターは、単年度登録としており、登録時には研修を義務付けています。そこで、サポーター登録を行う約200名が、運動・音楽による介護予防活動の養成講座、介護予防サポーター研修、ちよいサボ研修等で学びました。	地域活動のさらなる活性化のためには、サポーターの充実と質の向上が必要であり、そのためには、地域や施設が求める人材をいかに育成していくかが重要です。
		75人	80人	85人			
(カ) 健康づくり 推進員育成 事業	健康づくり推進員は、地域や学校・企業での健康測定会を通して、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民（地域）の健康づくりを支援しています。 今後も、市民（地域）の主體的な健康づくり、ソーシャルキャピタルの醸成や健康意識の向上を図るため、病気の発症予防や重症化予防、介護予防の取組を支える健康づくり推進員を育成します。	健康づくり推進員人数			○	概ね目標に沿った人材育成ができています。	養成講座の回数や内容を見直したことにより、健康づくり推進員数を増やすことができていますが、年々、筋骨格系の疾患により活動に支障をきたす人がいるため、現状の人数を維持し増加させるために、新たに若い世代の確保及び育成が大切と考えています。
		49人	54人	59人			
(キ) 介護予防支 援センター 事業（ふれ あいセン ター「り ん」）	概ね60歳以上の市民の健康づくりと介護予防を目的に、木工・革細工などを含む、ものづくりを中心とした生きがい活動や健康増進の活動を行います。また、「りん」の活動を通し、地域交流・世代間交流・社会参画を推進します。	延べ利用者数			◎	「りん」は、指定管理で医療法人豊資会に委託をしています。法人の尽力もあり、閉館していた火曜日を開館し活動充実を図るなど、参加人数も増え、充実した活動を行うことができました。	これからは、身近な地域で行われる介護予防活動の充実が求められています。「りん」の活動においても、「りん」で技能を学んだ高齢者が、地域活動に貢献していく流れを充実させていくことが求められます。
		3,670人	3,690人	4,000人			
(ク) シルバー人 材センター 支援事業	シルバー人材センターは、高齢者の能力が生かされる様々な就労の促進や、社会参加、生きがいづくりの支援を行います。また、身の回りの作業をお手伝いする「ワンコインサービス」など高齢者等の日常生活支援を行う事業を推進していきます。	センター会員数			○	2017年度より派遣事業強化のために、企業への営業職員を雇い就労拡大を行ったことで、派遣先が増えています。また、高齢化に伴い退会者が増える中、平成29年度は、初めて会員が増加しました。事業内容においても、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、高齢者の日常生活の支援に関する人材育成を行い、家事支援などが担える体制づくりを行いました。	就労年齢の延長が行われる中、会員の高齢化と新規登録者の確保は、大きな課題です。今後は、派遣事業の充実も含め、就労の場の拡大と、ボランティアとしての参画意識を高め、社会貢献度を高める必要があります。
		315人	320人	325人			
		200人					
		200人					
		47人					
		4,000人					
		315人					

		会員数					
		2018	2019	2020			
(ケ) シニアクラブ活動支援事業	シニアクラブは、地域の高齢者が互いに親睦を深め、地域のボランティア活動等の自主活動を積極的に行い、健康増進・社会貢献・生きがいづくりを行います。また、シニアクラブのネットワークを生かした、見守り活動や日常生活支援活動の充実を図ります。	1,460人	1,470人	1,480人	△	「古賀市老人クラブ連合会」の名称を「古賀市シニアクラブ連合会」に変更し、古賀駅の清掃等より社会貢献活動を強化しています。2018年度は、50周年記念事業として、古賀市の介護予防講演会とコラボしながら記念式典を開催し、また、高齢者交流活動であるボールンピック予選会の実施を市から委託しました。長年培ってきた高齢者のネットワークを生かした社会貢献には、今後も期待します。	入会者が一定数いるものの、退会者数も多いため、会員数の減少が続いています。今後は、活動のイメージアップを行い、前期高齢者の加入をいかに推進していくかが、組織維持において重要です。そのためにも、活動内容の見直しや市民周知に工夫を行っていく必要があります。
		1,400人					
(コ) 地域ケア会議の充実	高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図ることを目的に、地域の支援者を含めた多職種（行政職員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護サービス事業所職員、保健医療関係者等）で構成される「地域ケア会議」を開催します。 「地域ケア会議」は、個別ケースの検討や地域での課題の把握を行う「地域ケア個別会議」（月2回）と、市全体の政策形成を行う「地域ケア推進会議」（年1回）で構成します。 地域ケア推進会議では、集約された課題からよりよい地域づくりにつなげていくための検討を行います。				○	「地域ケア個別会議」を月2回実施し、ケース提供者や医療・介護などの助言者（アドバイザー）と連携しながら、ケースの支援方法の提案や地域課題の抽出を行いました。個別会議で検討した結果を集約し、「地域ケア推進会議」を実施します。	地域包括ケアシステム構築の課題と地域課題を発見、地域づくりと資源開発、政策形成を行うため、地域ケア会議を行います。
(カ) 介護予防把握事業	地域からの情報や高齢者福祉に関する基礎調査の結果又は地域包括支援センターが中心となつての地域での出張相談等から、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、対象者の状況に応じた介護予防活動につなげる取組を行います。 また、地域との連携及びまちづくり出前講座等を活用し、地域における早期把握の担い手となる人材の育成に取り組めます。						

■取組の柱 1-② 地域での集い・活動の場の充実

	取組の目的・内容	第7期計画目標値（下限実現見込み）			進捗状況	第7期計画（1年目：2018年度）	
		2018	2019	2020		具体的な取り組み	進捗状況
(シ) ヘルス・ステーション事業の推進	地域住民を主体とした子どもから高齢者までの健康づくりを推進するため、地域の人材と身近な公民館等の施設を有効に活用しながら、健康づくりに関する取組や地域のあらゆる活動をつなぎ、仲間とともに健康意識を向上する拠点となる「ヘルス・ステーション」を推進します。	ヘルス・ステーション事業実施箇所数 14か所	17か所	20か所	○	ヘルス・ステーション事業に取り組む自治会は、少しずつですが増えています。	補助金の有無に関わらず、地域の公民館活動において健康づくりや介護予防の視点を取り入れた活動が広がっています。関係課とも連携しながら、公民館を拠点に健康づくりや介護予防の活動が広がるよう、今後も情報提供や活動の支援、人材育成を行います。
		11か所					

(ス) 介護予防活動の普及・啓発	身近な公民館や集会所等での介護予防活動の活性化をめざし、運動活動（玄米二ギ二ギ体操・家トレ・ボール体操等）・音楽活動（音楽レクリエーション・鍵盤ハーモニカ）などの介護予防活動の教材づくり等を実施します。また、地域の介護予防活動の参加者の交流や介護予防意識の向上を目指し、運動は「いきいきボールピック」、音楽は「活き生き音楽交流会」を開催します。	延べ参加者数			○	介護予防の普及啓発を目的とした教材として、運動は「スチレッチ運動パンフ」音楽は「介護予防鍵盤ハーモニカテキストNO2」を作成しました。また交流活動では、運動においては、参加者が増加してきたことから、2018年度より「いきいきボールピック大会予選会」をシニアクラブに委託し開催しました。そのことにより、新規の参加者が増え、参加地域が広がりました。音楽活動においては、「第2回活き生き音楽交流会」を開催します。	市民サポーターが主となり、地域の介護予防活動の活性化を図るためには、教材は重要であり、古賀市のニーズに合ったものを作成していくことが求められます。地域活動サポートセンタースタッフを中心に教材の充実を図っていきます。
		12,600人	12,900人	13,200人			
(セ) 地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の推進を図るため、地域団体が行う介護予防活動及び介護事業所等が行う研修会や会議等の場に、市がリハビリや介護の専門職を派遣しています。今後も、各地域に地域リハビリテーション活動が展開できるよう周知を行い、地域に合った自主活動の場が増えるよう支援していきます。	新規開設箇所数			◎	事業を希望する地域へリハビリ等専門職や地域包括支援センター職員が関わり、運動や体力測定を行うことによって、介護予防の推進を図りました。	地域での自主的な活動を支えるためには参加者及び関係者の理解が必要であるため、事業周知を行うとともに、地域の実情に沿った支援を行います。
		5か所	5か所	5か所			
(ソ) サロン活動・生活支援の充実	サロン活動は、高齢者のみならず子育て中の親子や障がいをもった方たちも気軽に集い、地域住民同士の交流、つながりを深めることを目的としています。地域での交流の場を設けることで、顔なじみの関係を築き、生活する上でのちょっとした困りごとを、ご近所、地域で支え合える地域づくりを構築します。	見守り活動実施人数			○	・地域が見守り活動への理解を深め、参加してもらえるよう、周知・啓発に努めます。 ・多様な団体等と、顔の見える関係をはかり、必要時に円滑な支援（相談、情報共有）ができるネットワークづくりについて検討していきます。 【成果】見守り対象者について、地域と関係各所との連携が少しずつもたれるようになってきました（民生委員、福祉会とケアマネ等）。	【課題】 ・見守り対象者（引きこもりや認知症）が年々増えていく中で、地域での見守り活動が困難になってきています。 【方向性】 ・気軽に声をかけあえる地域づくりをめざします。
		1,650人	1,670人	1,690人			
		サロン開催回数			◎	・子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場づくりを継続して支援します。 ・関係機関、団体等との連携を図り、地域福祉活動の内容等を充実させていきます。 【成果】福祉会長研修やミニミニ研修といった学びの場をとおして福祉会活動の理解の広がりや、出前講座等の情報の整理、発信を行ったことにより、活動の負担軽減にもつながり、サロン開催回数が目標を大きく上回りました。	【課題】 ・公民館までが遠く参加できないとの声があるなかで、より身近な所での集える場づくりが必要です。 ・集うための材料である運動や音楽等が目的に変わってきています。 【方向性】 ・どんな場所、活動が必要かを考えます。
		950回	960回	970回			
		福祉員活動人数			◎	・さまざまな事業や地域活動情報の提供を通じて、地域福祉に関する住民の関心を高め、実践的な地域活動につなげることができるよう意識啓発に努めます。 【成果】福祉員421人（内新任125人）と新しい福祉員が関わることで、地域福祉について考えるきっかけとなり、福祉会活動の理解、充実につながっています。	【課題】 ・目標値を上回ってはいますが、地域によっては、担い手がなく同じ方が長年会長及び福祉員を努めている所もあります。 【方向性】 ・つながりのある地域づくりを考えます。
		410人	420人	430人			

(タ) 高齢者生きがいづくり支援事業 （「えんがわ」）	概ね60歳以上の市民の豊かな経験や知識、技能を活かし、健康や生きがいづくり、文化活動などを通じて利用者相互の連帯と世代間交流による相互理解を深め、その成果を高齢者リーダーとして地域に還元できる活動の場として提供します。	延べ利用者数			△	「えんがわ」において、東小学校生徒との世代間交流を大切にしながら3団体（えんがわクラブ・カチカチ会・ぐりとぐらの会）が利用しています。小学校内にあることで、団体活動日における子どもの居場所にもなっています。	「えんがわ」事業は貸館業務を行い、高齢者の生きがい活動団体の支援を行っています。しかし、施設が老朽化していることから、施設の状態を見ながら、今後の方向性を検討中です。
		900人	920人	940人			
(チ) 介護予防・活動支援事業 （「しゃんしゃん」）	在宅で生活する高齢者が、室内レクリエーションや各種手芸などの生きがい活動を通して、社会的孤立の解消、自立した生活の支援、介護予防を推進します。	延べ利用者数			○	身近な場所で介護予防活動が行われていない場合等の高齢者の介護予防活動の場として、バス「しゃんしゃん号」を利用し、古賀市内全域から高齢者が参加しており、特に、要支援者や後期高齢者の介護予防の場として、貢献しています。	平成31年度末に、次期の指定管理者が決定します。バス送迎が可能なことから、高齢者のフレイル対策の場として、ニーズが高くなります。新たな、生活支援サービスも検討しています。
		700人					
		3,300人	3,320人	3,340人			
		3,300人					

■取組の柱 1-③ 自主的な介護予防の推進

計画年度	計画内容	第7期計画目標値（平成27年度見込み）			第7期計画（11年度）2018年度		
		2018	2019	2020	進捗状況	具体的な取り組み	達成率
(ツ) 健康や介護に関する講座の推進	いつまでも健康で、生きがいをもって住み慣れた地域で生活するために、様々な角度から健康や介護予防の知識や技能を学ぶ講座を開催します。 また、講座開催にあたっては、共通する講座においては、関係課が連携し、協議を行いながら開催します。	年間開催回数			◎	庁内関係課や市内事業所、健康づくり関連サポーター等の連携により、地域や企業に向けた健康づくり・介護予防に関する講座を多数開催しました。	出前講座を活用していない地域もあることから、より多くの方に講座を周知し、健康づくり・介護予防に関する知識等を普及します。
		55回	60回	65回			
		82回					

<p>(テ) 特定健診・ 保健指導等 の推進</p>	<p>要介護（支援）の原因となる生活習慣病の早期発見や重症化を防ぐため、特定健診の受診勧奨により受診機会を増やします。また、健診結果をもとに生活改善を要する人を対象とした保健指導を行うことで、一人一人が自らの健康状態を知る機会として積極的に推進します。 また、口腔機能の低下を防ぐため、歯科検診の受診勧奨を推進します。</p>					<p>平成29年度の特定健診受診率は、32.4%。平成30年度は平成29年度と同程度の見込みです。平成29年度の特定保健指導の受診率は、36.9%。平成30年度は現在集計中です。 歯科検診は、40歳～70歳までの5歳刻みの方に集団健診で実施しており、対象者には、積極的に受診勧奨をしています。また、70歳以上の高齢者に対しては、粕屋医師会にて無料の歯科検診を実施しており、市から対象者に対して歯科検診受診券の配布などを行い受診勧奨を実施しています。</p>	<p>特定健診受診率は、年々増加していますが、目標には達しておらず、受診率向上が課題です。そのため、健診の受診環境の整備や対象者への受診勧奨を積極的にを行い、引き続き受診機会を増やしていきます。また、医療機関との連携強化を行っていきます。 特定保健指導は、平成29年度は前年度より低下しており、保健指導率の向上が課題です。そのため、実施方法の工夫等市民が受けやすい環境を整備し、魅力ある内容提供を行うことで保健指導率の向上を図ります。 定期的な歯科受診につなげるため、広報やチラシの配布などにより市及び粕屋医師会実施の歯科検診の啓発を強化していきます。</p>						
<p>(ト) 高齢者外出 促進事業</p>	<p>概ね60歳以上の市民に、市のイベントや講座、地域の行事などが掲載された「おでかけハンドブック」を配布し、参加シールを集め賞品を抽選でもらえるなどの取組を行い、高齢者の閉じこもり予防や、生きがいつくりのきっかけづくりを行い、介護予防を推進します。</p>	<p>シール配布枚数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">12,500枚</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">13,000枚</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">13,500枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19,000枚</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table>			12,500枚	13,000枚	13,500枚	19,000枚			◎	<p>外出促進事業を開始して6年目を迎え、認知度も高くなり、毎年順調に参加者が増加しています。特に、シール配布イベントが45件増加しており、地域活動でシールが貼れるようになり、身近な外出が推進され、引きこもり予防の一端を担っています。</p>	<p>参加者の地域格差が出ています。原因は、各地域の外出促進事業に対する参画意欲の差であり、お出かけハンドブックの掲載申請時の周知を広げていくことが重要です。</p>
12,500枚	13,000枚	13,500枚											
19,000枚													
<p>(ナ) 高齢者ライフ プランニング事業</p>	<p>概ね60歳以上の市民に対して、「健康や生きがいづくり」「高齢期の経済」「介護」「看取り」等の研修を行い、受講者が交流を行いながら自分の生活を振り返り、今後のプランニングを行うことで、高齢期を充実させる支援を行います。 また、この取組を通し、古賀市のライフプランニング教材を作成します。</p>	<p>延べ参加者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">150人</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">170人</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">200人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100人</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table>			150人	170人	200人	100人			△	<p>高齢期の社会参画をめざし、公開講座2回とワークショップを4回開催します。平成30年度は、退職後のライフプランを早期に取り組むことを目的とし、ワークショップを60代を中心に募集し、平日夜の開催としました。</p>	<p>高齢期における男性の地域活動参画が課題です。周知方法や内容、開催時間等も、工夫していくことが必要です。</p>
150人	170人	200人											
100人													

基本施策2 『相談支援の推進』

■将来のめざす姿

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心に高齢者の権利擁護に取り組むとともに、介護保険事業所と連携して、充実したネットワークを構築することで、より質の高い介護サービスが提供できています。

■施策の方向性（第7期計画の3年間の取組方針）

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの事業評価に取り組むとともに、今後、増加が見込まれる後期高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者への支援につなげるため、地域包括支援センターの専門職が中心となって相談機能の充実を図ります。

■主な取組 2-① 地域包括支援センター機能の推進

	計画期間の内容	第7期計画目標値（下限値見込み）			進捗状況	第7期計画の取組内容	第7期計画の成果
		2018	2019	2020			
(ア) 高齢者総合 相談事業	社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが中心となり、地域や関係機関と連携して、高齢者に関する相談・支援を行います。また、市広報、まちづくり出前講座や公民館活動等の場に出向き、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を行います。	相談件数			○	地域包括支援センターの専門職が窓口での相談、民生委員や関係機関等から情報提供があった方を訪問し、支援を行いました。また、出前講座や地域へ出向き、高齢者からの相談を受け、適切な支援につなげました。	地域包括支援センターの専門職が、支援が必要な高齢者の相談に対応するため、民生委員や関係機関等との連携を図るとともに、窓口や地域へ積極的に出向きます。
		1,076件	1,129件	1,185件			
(イ) 高齢者虐待 対策事業	高齢者総合相談等により把握した高齢者の権利が侵害される虐待事例について、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが中心となり、虐待対応マニュアル等を活用し、虐待の背景を探りながら、本人の安全確保や家族等への支援を含め、対応や専門機関の支援へつなぎ、高齢者の権利擁護を行います。また、虐待を早期に発見できるよう、関係機関や地域との連携、相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発活動を行います。	/			○	介護サービス事業所などからの虐待事案の相談に対し、虐待対応マニュアル等を活用し、コアメンバー会議を開催し、事実確認や解決に向けた支援方法の検討を行いました。	虐待を早期に発見できるように、関係機関や地域との連携、相談窓口の周知、虐待防止に向けた啓発活動を行います。
(ウ) 介護サービス事業所との 連携	より質の高い介護サービスを提供するため、介護サービス事業所の相互連携や資質の向上を目的とした自主運営の5つのネットワークが構築されています。地域包括支援センターにおいて、介護サービス事業所ネットワークの合同研修会等の支援を行い、各事業所との連携を図ります。また、ケアマネジャー等が抱える困難事例等への助言や個別の相談対応を行います。	ケアマネジャーからの相談件数			○	各介護サービス事業所ネットワークでの定例会の実施及び合同研修会等を年5回実施し、各事業所との連携を図りました。また、地域包括支援センター主任介護支援専門員を中心に、ケアマネジャー等からの相談に対応し、助言を行いました。	ケアマネジャー相談件数は減少していますが、事業所ネットワーク内での研修が課題解決の場となっています。今後も各事業所ネットワークの支援と連携を図ります。
		454件	477件	501件			
(エ) 地域包括支援センター 事業評価	地域包括ケアシステムの構築に向け、センター自らがその取組を振り返るとともに、センターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行うことで、一定の運営水準を確保します。	/			○	地域包括ケアシステムの構築に向け、センター事業等の評価を行いました。	地域包括支援センター職員で実現可能な事業計画の目標設定、事業改善を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行います。

基本施策3 『認知症施策の推進』

■将来のめざす姿

一人でも多くの市民または認知症の人やその家族が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、早期対応や様々な支援の体制が構築されています。

■施策の方向性（第7期計画の3年間の取組方針）

認知症の早期対応体制の推進に併せ、認知症の人を取り巻く支援体制を推進することで、認知症高齢者等やその介護者が安心して生活できる環境の構築に取り組んでいきます。

■取組の柱 3-① 認知症早期対応体制の推進

	計画記載の「内容」	第7期計画目標値（下段実績見込み）			第7期計画（1年目：2018年度）		
		2018	2019	2020	進捗状況	具体的な取組・成果	取組の進捗状況
(ア) 認知症地域支援推進員の活動	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供の実施に向けて、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を、2014年度から地域包括支援センターに配置しています。今後も認知症施策全体を視野に入れた活動を継続していきます。	/			○	地域や民生委員等からの相談を受け、認知症の人やその家族へ訪問する等相談対応を行いました。また、認知症に関する周知を図るため「認知症ケアパス」を作成しました。	地域活動や出前講座の機会を捉えて「認知症ケアパス」を活用した認知症に関する理解・周知を図ります。
(イ) 認知症初期集中支援チーム	複数の専門職（認知症サポート医、チーム員等）が、認知症の疑いがある人や認知症の人、その家族等を訪問して現状や課題を把握し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立に向けた生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを設置し、対象者の支援を行います	対象者支援件数			○	認知症サポート医（2名）チーム員（3名）での「認知症初期集中支援チーム委員会」を年3回開催し、3件のケースについて支援方法等を検討しました。	認知症サポート医の助言を受け、チーム員を中心に認知症の本人や家族の支援を行います。
		3件	5件	5件			
		3件	/	/			
(ウ) 認知症早期発見事業（出前講座、もの忘れ相談ルーム）	認知症への理解を促進し、認知症の早期発見につなげるための取組として、まちづくり出前講座を行っています。また、地域包括支援センター内のもの忘れ相談ルームで、タッチパネルによる簡易的なもの忘れのチェックを行っています。結果に応じて専門職がアドバイスをし、専門医療機関につながります。	もの忘れ相談ルーム利用者数			○	出前講座の新規メニューでは、在宅介護者の会「菜の花会」の協力をいただき、介護体験談を通して認知症に関する啓発を行いました。また健康福祉まつり内で「もの忘れ相談ブース」を設置し、認知症早期発見の機会として多くの市民に参加いただきました。	認知症への理解・早期発見につなげるため、出前講座やもの忘れ相談ルームの周知と活用を推進します。
		150人	160人	170人			
		100人	/	/			

■取組の柱 3-② 認知症の人を取り巻く支援体制の推進

計画事業の名称	内容	第7期計画目標（下限・実績見込み）			進捗状況	具体的な取り組み	成果の概要
		2018	2019	2020			
(エ) 認知症ケアパスの周知	認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症の進行状態に応じて、どのような支援やサービスを利用することができるかをまとめた認知症ケアパスを、市民及び介護事業者に配布し、認知症の人が地域で生活するための基盤づくりと、認知症の人が自分の力を活かしながら地域の中で暮らし続けていくための適切なケアマネジメントの支援につなげます。	/			○	認知症地域支援推進員が関係機関の協力を得て「認知症ケアパス」の作成・配布を行いました。	出前講座や地域活動へ参加する際の教本として「認知症ケアパス」を活用し、認知症に関する理解促進、相談に対応していきます。
(オ) 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	認知症高齢者等やその介護者が安心して生活できる環境を整えるために、2014年度から、徘徊のおそれがある人の事前登録と、登録した人が行方不明になった際に捜索協力のメール配信を行う事業を、警察署と連携して広域（福岡市、糟屋地区、宗像地区の自治体）で行っています。引き続き、地域や事業所、認知症サポーター等と連携して、捜索協力者の拡大と地域のネットワークづくりを継続していきます。	登録者数（徘徊の可能性のある人）			○	地域包括支援センター職員やケアマネジャーが、徘徊のおそれがある人やその家族へ事業主旨を説明することで、必要とする高齢者の登録につながりました。	地域や事業所、認知症サポーター等と連携し、必要とする高齢者の登録につなげるとともに、捜索協力者の拡大とネットワークづくりを継続していきます。
		20人	22人	25人			
(カ) 認知症サポーターキャラバン事業	認知症の人やその介護者を地域全体で見守り支援するため、キャラバン・メイト及び認知症サポーターを育成しています。 古賀市キャラバン・メイト連絡会「橙」のキャラバン・メイトが中心となり、市民、市内企業、学校教諭、市職員などを対象に、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。 また、2012年度からは市内8小学校の高学年を対象に、2015年度からは中学生を対象に認知症ジュニアサポーター養成講座「オレンジ教室」を実施しています。 今後は、市内中学校での開催や市民向け養成講座の充実についても検討を行います。	認知症サポーター累計人数			◎	年間通して市民、地域団体、企業、市職員等を対象とした認知症サポーター養成講座を、また市内8小学校、2中学校で認知症ジュニアサポーター養成講座「オレンジ教室」を実施し、認知症に関する知識の普及を図りました。	市民の認知症へのいっそうの理解と、認知症にやさしいまちづくりの一環として、認知症サポーター養成講座を継続します。
		7,800人	8,600人	9,400人			
(キ) 認知症カフェの推進	認知症の人やその介護者、地域住民、医療や介護の専門職が気軽に集い、交流する場として、「認知症カフェ」を設置します。 「認知症カフェ」は支援する人たちが参加して話し合い、相談をしたり、情報を交換したりすることで、認知症の人やその介護者を地域全体で支援することを目的としています。 2015年10月から1か所で開催しており、今後も設置を推進していきます。	延べ開設箇所数			○	新たに2018年9月より在宅介護者の会「菜の花会」が「ケアラズカフェ菜の花」の取組を開始し、認知症の人やその家族、地域住民、包括支援センター職員等が集い、介護に関する情報交換や交流を深めました。	認知症カフェを実施したい事業所の声もあり、地域で気軽に介護のことも相談ができる場が増えるよう支援・推進します。
		3ヶ所	5ヶ所	8ヶ所			
(ク) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度とは、認知症などで判断能力が十分でない人に、法律面や生活面で支援する後見人等を、申立により家庭裁判所が選任する制度です。本人が申立てできず申立をする親族もいない場合、市長による成年後見申立を行い、本人の経済状況により申立費用と後見人等に対する報酬の助成を行います。また、市広報、まちづくり出前講座等により、成年後見制度の普及、推進を図ります。	/			○	市長申立てによる成年後見人の申請を1件行いました。	判断能力の十分ではない高齢者が増加することが予測されるため、本制度の普及・啓発及び相談に対応していきます。

(ケ) 市民後見推 進事業	認知症高齢者や親族のいない高齢者等の増加により、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職では後見人等の担い手が不足する状況になると予測され、成年後見に関する一定の知識や技術、姿勢を身に付けた市民が後見活動を行う「市民後見人」の活躍が期待されています。2015年度に実施した養成研修では、24名の市民が修了しました。その方々のフォローアップ研修等を行い、安心生活サポート事業等の支援活動の中で権利擁護の知識・技術の研鑽に努めます。また、社会福祉協議会が実施する法人後見事業の業務執行者として活動する中で、成年後見の実務について研鑽を深めます。さらに、2018年度に再度養成講座を実施し、支援体制の充実を図っていきます。	延べ市民後見人養成研修修了者数			○	2018年「市民後見人養成研修」を社会福祉協議会が実施し、19名が修了しました。今後の意向調査では13名が市民後見人の就任への意向を示されました。	認知症をもつ判断能力が十分ではない高齢者が増加することが予測されるため、関係機関との連携を図り、事業の推進に取り組みます。
		54人	54人	54人			
		43人					

基本施策4 地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備

■将来のめざす姿

高齢者が、自分に合った医療・介護・福祉サービスを選択して住み慣れた地域や自宅で最期まで生活することができます。また、状態に応じた介護予防・生活支援サービスや介護保険サービスを利用することができます。

■施策の方向性（第7期計画の3年間の取組方針）

在宅医療・介護を推進するために、医療・介護・福祉の関係団体が連携強化を図るための体制づくりに取り組みます。

利用者が安心して生活できるための地域密着型サービスの充実、また事業者が適切に介護予防・生活支援サービス、介護保険サービスの提供を行えるよう適正化事業や事業所間の連携強化に取り組んでいきます。

■取組の柱 4-① 在宅医療・介護連携の推進

項目	計画記載の「内容」	第7期計画目標値（下段実行見込み）			第7期計画（1年目：2018年度）		
		2018	2019	2020	進捗状況	具体的な取組・成果	取組および今後の方向性
(ア) 多職種連携の充実	高齢者が自宅等の住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けられるようにするためには、医療・介護の関係機関（医療機関、薬局、訪問看護事業所、介護サービス事業所等）が連携して、包括的・継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そこで、コスモスネット、保健福祉事務所や医師会等とともに、医療と介護の連携体制の構築を図ります。 また、コスモスネットと連携し、医療・介護連携に関する専門職員への研修を定期的で開催し、関係者同士の関係づくりの支援を行います。				○	在宅医療・介護連携協議会「コスモスネット」主催による研修会を実施するなど、多職種連携の機会を充実させました。	「コスモスネット」の役割を明確にし、古賀市の医療・介護の連携体制について検討を行い、連携強化に努めます。
(イ) 医療・介護連携に関する普及啓発	まちづくり出前講座や啓発チラシ等により、市民が在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する情報について、高齢者本人や家族だけでなく、若い世代に対しても周知を行うことで、在宅医療・介護が必要となった時、もしくは在宅医療・介護を受けたいと思った時にどこに相談すればいいのか、どんなサービスがあるのかの情報を提供します。				○	在宅医療・介護連携協議会「コスモスネット」委員による市民向けの啓発チラシを作成し、介護予防講演会等を通じて周知を図りました。	「コスモスネット」を中心に医療や介護に関する古賀市の課題を抽出し、テーマに沿った啓発及び市民周知を図ります。
(ウ) 医療・介護連携に関する関係市町との連携	切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向け、共通の情報共有の方法など、広域での連携が必要な事項について、地域の実情に応じた検討を行います。 また、検討にあたっては、住民の受療行動を考慮した具体的な事項が検討できるよう、他市町、保健福祉事務所や医師会との連携を図ります。				○	2019年度より在宅医療・介護連携推進事業の運営に関する粕屋地区1市7町と粕屋医師会の事業委託契約に向けて準備を行いました。	粕屋医師会との事業委託契約により、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向け、広域的に検討していきます。

(エ) とびうめ ネットの普 及	福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」は、福岡県医師会を通じて在宅の高齢者（利用者）の医療情報などを利用者の同意のもと登録し、地域の二次病院と情報共有することで、入院が必要になった場合に安心して入院医療を受けられるしくみです。 今後は、退院後の在宅での介護・医療に、入院中の情報を活かすことも検討していきます。			○ 「とびうめネット」の登録者数を増加するため、市の介護予防活動時等を通じて周知・登録支援を行いました。	「とびうめネット」の周知に加え、退院後の在宅での介護・医療に入院中の情報が活用できるような仕組みづくりを検討します。
(オ) 看取りに 関する普及 啓発	高齢者の尊厳を保ち、本人が希望する最善の医療、看護、介護、リハビリテーション等を提供する看取りについて、特に「在宅での看取り」が多くなることが見込まれます。 このため、看取りに関する知識や意識を深めるための市民を対象とした啓発などを実施し、誰もが看取りについて考え、選択できるような取組を検討していきます。			○ 在宅医療・介護連携協議会「コスモスネット」委員による「終活について」をテーマに市民向けの啓発チラシを作成し、介護予防講演会等を通じて周知を図りました。	「コスモスネット」を中心に、看取りに関する知識や意識を深めるための周知について、研究していきます。

■取組の柱 4-② 介護予防・生活支援サービスの充実

	計画内容の概要・内容	2017年度実績(下段実行見込み)			2018年度(1年度)2018年度		
		2018	2019	2020	進捗状況	具体的な取組・成果	今後の計画・取組
(カ) 訪問型サ ービス事業	介護予防・生活支援サービス事業対象者の個々の状況を踏まえて、訪問介護員等が身体介護や生活援助を行う訪問介護サービスのほか、シルバー人材センター等が行う生活援助サービス、保健師等が訪問指導等を行う短期集中予防サービスといった多様な訪問型サービスにつなげます。 また、生活援助サービスの担い手の育成に取り組むとともに、地域ケア推進会議や地域支え合いネットワークから地域の課題・資源として出された意見も参考に、多様な訪問型サービスの充実に取り組みます。	2,005件	2,106件	2,210件	○	介護予防・生活支援サービス事業対象者が、訪問介護サービス、短期集中予防サービス等本人の状態にあったサービスを利用することができました。	継続的にサービスを実施できるよう、事業所と連携を図りながら事業を推進します。
(キ) 通所型サ ービス事業	介護予防・生活支援サービス事業対象者の個々の状況を踏まえて、通所介護事業者による通所介護サービス（デイサービス）のほか、民間事業者・市民活動団体・ボランティア等が行う運動やミニデイサービス等の通いの場、生活機能改善を行う短期集中予防サービスといった多様な通所型サービスにつなげるとともに、地域ケア推進会議や地域支え合いネットワークから地域の課題・資源として出された意見も参考に、多様な通所型サービスの充実に取り組みます。	4,405件	4,625件	4,856件	○	介護予防・生活支援サービス事業対象者が、通所介護サービス、短期集中予防サービス等本人の状態にあったサービスを利用することができました。	継続的にサービスを実施できるよう、事業所と連携を図りながら事業を推進します。
(ク) 介護予防 ケアマネ ジメント事業	要支援認定者又は事業対象者（以下、「要支援者等」という）に対して、自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの他、一般介護予防事業や市の福祉施策、民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援を行います。	7,910件	8,305件	8,720件	○	地域包括支援センター職員が要支援認定者又は事業対象者に対して、本人の状況に応じたサービス提案、支援を行いました。	要支援認定者又は事業対象者に対して、状況にあった適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行います。

■取組の柱 4-③ 介護保険サービスの適正な運用

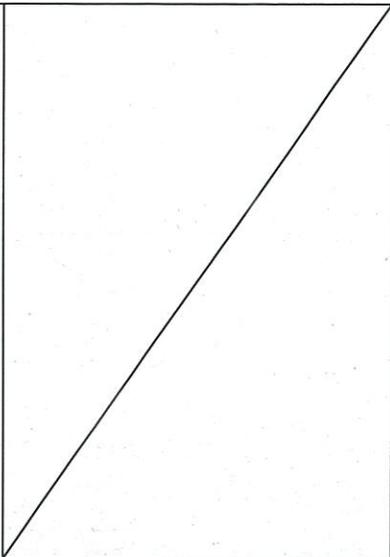
取組	計画書記載の取組内容	第7期計画目標値（下段実績見込み）			第7期計画（1年目：2018年度）		
		2018	2019	2020	進捗評価	具体的な取組・成果	課題および今後の方向性
(ケ) 介護給付適正化事業	介護保険事業の適正な運営を図るため、要介護（支援）認定調査状況の確認や保険給付状況の点検（住宅改修等の点検、縦覧点検、医療情報との突合）、ケアプランの点検、介護給付費通知（年に2回）を実施します。	/			○	要介護認定適正化：認定調査状況（認定審査会資料）の確認。福岡県認定審査アドバイザー派遣事業を受け助言を受けました。給付費適正化：縦覧点検、医療情報との突合等定期的実施。認定状況、給付実績の分析やケアプランチェック、介護サービスの適正な提供に関する研修会を開催します。給付費通知：9月、3月（予定）に対象者全件送付しています。	要介護認定適正化：適正運営に向け研修会を開催します。給付費適正化：認定・給付分析により古賀市の認定者の傾向を把握し悪化防止、改善に向け施策を検討し適切な介護給付に努めます。給付費通知：来年度より総合事業分も含めた通知を予定しています。（2018年度は介護給付費のみ）
(コ) 事業所実地指導	介護保険サービス事業所が適正な運営を図るため、事業所に赴き、サービスの提供について確認・助言等を実施します。1事業所に対して、指定有効期間6年間のうち、2回実地指導を実施します。2018年度より、居宅介護支援事業所の指定権限が市町村へ移行するため、実地指導の事業所数が増えます。また、地域密着型事業所に対して、介護報酬改定等の制度改正や実地指導の指摘事項等について説明する集団指導を年1回実施します。	実地指導事業所数			◎	市が指定する地域密着型事業所、居宅介護支援事業所、総合事業事業所（現行・A）のうち、14事業所に実地指導を実施しました。（内4事業所は福岡県との合同指導）	年間の実地指導計画をたて、計画的に実地指導を行っていきます。
		5事業所	13事業所	9事業所			
(カ) 低所得者等の負担軽減	介護（介護予防）サービス費用の負担が困難な要介護（支援）認定者に対し、負担軽減を行う制度を実施します。	/			○	高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費により負担軽減を実施しています。	両事業共に、勧奨通知を発送しています。今後も継続して実施していきます。
(シ) 新たな介護保険施設の創設	2018年度より、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、介護医療院が創設されるとともに、介護療養型医療施設は、2023年度末をもって廃止されることとなっています。2020年度末までに、市内における介護医療院の開設予定はありませんが、2021年度以降の介護療養型医療施設からの転換等の意向を随時把握していきます。	/			△	市内の介護療養型医療施設の方針は確認できていません。	県内の介護療養型医療施設の動向をみながら、意向の確認をします。
(ス) 介護サービスに関する啓発と情報提供	介護保険制度、介護サービスの利用方法、サービス内容や介護サービス事業所等に関する情報提供は、パンフレット等の作成や市ホームページに掲載するとともに、まちづくり出前講座や各種団体への説明会などにより行っています。	/			○	①介護保険べり帳の配布（市民相談者、民生委員、居宅介護支援事業所、医療機関、転入者等） ②ホームページへ各種情報を掲載 ③出前講座：22回	出前講座が好評である一方で、さらなる介護サービスの周知・啓発を求める意見をいただいているため、別の方法の実施も検討する必要があります。

■取組の柱 4-④ 地域密着型サービスの充実

計画事業の種別	計画事業の内容	第7期計画目標値(下段実績見込み)			進捗状況	第7期計画(1年目:2018年度)	
		2018	2019	2020		具体的な取り組み・成果	計画達成率(%)
(セ) 地域密着型サービスの整備促進	本計画期間中(2019年度)に、認知症対応型共同生活介護を2ユニット(18床)、認知症対応型通所介護を1か所整備します。また、平成27~29年度計画の継続として、地域密着型介護老人福祉施設1か所(29床)と小規模多機能型居宅介護1か所が2019年度までに開設予定です。	認知症対応型共同生活介護の定員床数			○	認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護の開設者を公募にて決定しました。2019年度中に開設予定です。	2019年度開設予定の認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護について、開設にむけて準備をすすめます。
		81床	99床	99床			
		81床					
		認知症対応型通所介護の事業所数			○	2018年度中の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護の開設を予定しています。	
		0事業所	1事業所	1事業所			
0事業所							

■取組の柱 4-⑤ 在宅生活の継続支援

計画事業の種別	計画事業の内容	第7期計画目標値(下段実績見込み)			進捗状況	第7期計画(1年目:2018年度)	
		2018	2019	2020		具体的な取り組み・成果	計画達成率(%)
(ソ) ひとり暮らし高齢者等見守り活動	地域の中でできるだけ多くの人の見守りがあることで、ひとり暮らしの高齢者等が地域で安心して生活できるようになります。そこで、民生委員、福祉会等の市民による見守りに加え、市内のさまざまな事業者が、日常の配達業務などでひとり暮らし高齢者等の異変を察知した時に市へ通報する活動について、市と協定書を結んでいます。新聞配達、電気、ガス、生協、郵便局、ゴミ収集、その他配達等の事業者と協定を結んでいます。さらに多くの事業者に協力いただけるよう周知を図っていきます。	△			△	ひとり暮らし高齢者等の異変時に市へ通報をする活動について、事業者と協定を結んでいます。2018年は通報がありませんでした。	新規に協定書を結んでいる事業者が少ないので、事業者の拡大と連携を図ります。

<p>(タ) 災害時要援護者対策事業</p>	<p>災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者（在宅で生活する高齢者・障がい者・要介護者等）の「要援護者台帳」への登録を進め、各行政区単位で設立が進められている自主防災組織等の避難支援団体による要援護者の円滑な情報伝達や避難誘導を行っています。 今後も、自主防災組織等の避難支援団体を中心に地域の共助の関係を深めながら、災害時要援護者の支援者確保に努めていただくなどし、避難支援体制づくりを推進していくとともに、市広報等を通して事業に関する啓発を行います。 また、作成された「個別計画書」を保管する「安心安全キット(筒状)」を表示用シールと併せ自主防災組織を通じて、要援護者に配布しており、災害時のみならず活用できる救急医療情報の設置の取組を引き続き行います。</p>			<p>自主防災組織や民生委員・児童委員協議会との連携による避難行動要支援者台帳の更新、防災に関する出前講座の実施による避難行動要支援者制度の周知、地域によるワークショップ・防災訓練への支援を通じて地域防災力の向上を図りました。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・46の自主防災組織の内、協定書の未締結が5組織あります。 ・避難行動要支援者の台帳登録に対する同意率が毎年度約70%~80%となっています。 ・個別計画の策定は46の自主防災組織の内、28組織となっています。 <p>【対応策】</p> <p>自主防災組織や民生委員・児童委員協議会との連携により、引き続き避難行動要支援者台帳の更新、防災に関する出前講座の実施による避難行動要支援者制度の周知、地域によるワークショップ・防災訓練への支援を通じて地域防災力の向上を図ります。</p>						
<p>(チ) 社会福祉協議会による権利擁護事業</p>	<p>一人では適切な判断をすることが難しく、日常生活に不安がある高齢者や障がい者の暮らしを側面から支援し、自立した生活を継続できるようにする事業です。 福祉サービスの利用や各種手続き等に関する相談・支援や日常生活の支払に関する金銭管理、また、重要書類や印鑑の預かりも併せて行っています。 今後も、成年後見制度における法人受託や市民後見人の育成を通して市民による支え合いシステムの充実に向け、連携を図っていきます。</p>	<p style="text-align: center;">利用者数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">85人</td> <td style="width: 33%;">86人</td> <td style="width: 33%;">87人</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">85人</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">/</td> </tr> </table>	85人	86人	87人	85人	/	/	○	<p>・総合相談 ・安心生活サポート事業の実施（77人） ・法人後見事業の実施（8人） ・人材育成（市民後見人養成研修の実施） 【成果】 ・安心生活サポート事業では、概ね目標人数の支援が出来ました。 ・市民後見人養成研修では、19名が修了、14名が登録を希望し、今後の市民後見活動や市民生活支援員活動を行ってもらう見込みです。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の構築（職員体制、市民後見人等の確保） ・地域福祉活動（見守り活動等）との連携 <p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民による権利擁護活動と日常生活支援活動の連携を強めていきます。
85人	86人	87人									
85人	/	/									
<p>(ツ) 在宅高齢者介護用品（紙おむつ）給付事業</p>	<p>在宅で生活する要介護認定者（要介護3以上）の介護者の負担を軽減するため、紙おむつの給付を行います。（給付上限額、所得要件あり）</p>	<p style="text-align: center;">延べ利用件数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">1,550件</td> <td style="width: 33%;">1,600件</td> <td style="width: 33%;">1,650件</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">1700件</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">/</td> </tr> </table>	1,550件	1,600件	1,650件	1700件	/	/	○	<p>申請者に対し適切におむつの給付を行っています。高齢者の増加に伴い、年々申請者が増加しています。</p>	<p>数年後には、介護保険の対象から外れていく予定がおり、予算確保が困難になっていく事業です。支給条件の見直し等検討が必要です。</p>
1,550件	1,600件	1,650件									
1700件	/	/									
<p>(テ) 配食サービス事業</p>	<p>食事の調達や調理が困難で定期的な安否の確認が必要な高齢者及び障がい者に対し、配食サービスを健康増進と見守りのために、民間力を活用しながら行います。</p>	<p style="text-align: center;">延べ配食数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">9,300食</td> <td style="width: 33%;">9,400食</td> <td style="width: 33%;">9,500食</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">6400食</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">/</td> </tr> </table>	9,300食	9,400食	9,500食	6400食	/	/	○	<p>申請者に対し適切に配食による見守りを行った。</p>	<p>配食の見守りを入れたことにより、家族等の関係が希薄になったり、自立が妨げられることもあります。本人が持っている能力や人間関係を奪うことのない支援の提供を行います。</p>
9,300食	9,400食	9,500食									
6400食	/	/									

		設置者数					
		120人	140人	160人			
(ト) 安否確認緊急対応コール事業	70歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して、不安の緩和と見守りを目的に、24時間365日、保健師資格などを有するオペレーターと相談できる機器や人感センサーを貸与し、在宅で安心して生活できる環境を整備します。	85人			△	一人暮らしの見守りや、不安解消の事業として適切であり、人感センサー希望者には設置を行い、より見守りを強化しています。委託業者も、日々の相談やセンサー対応が18時間ない方への声掛け、安否の確認などこまめに行い、行政への報告も、確実にを行っています。	ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等への見守り事業として、今後さらに必要性が増していきます。積極的に啓発を行い、設置件数を増やしていきます。
(ナ) 介護を行う家族等の支援	介護を行う家族の不安を軽減するため、在宅医療・介護に関連する情報提供や介護保険サービスの周知、家族介護者交流会などの取組を推進していきます。	/			○	出前講座での講話や、在宅介護者の会「菜の花会」が主催する「ケアラースカフェ菜の花」へ地域包括支援センター職員が参加することで、介護に関する情報提供や介護保険サービスの周知を行いました。	出前講座、家族会のほか地域リハビリテーション活動支援事業実施時での相談対応を通じて、介護を行う家族の不安軽減を図ります。
(ニ) 介護離職ゼロに向けた取組	家族の介護を抱えている就業者が仕事と介護を両立できる社会の実現を目指した取組を推進していきます。 家族の介護を抱えている就業者を対象とした、要介護（支援）認定者が安心して在宅や施設等にて生活を行うための情報提供を目的とした出前講座を開催します。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の在宅生活を支えるサービスに関して、市広報等を活用し、市民に周知を図ります。	/			△	具体的な取組は実施できませんでした。	実施に向けて内容を検討し、市民周知を図ります。

■取組の柱 4-⑥ 福祉サービスの実施

	取組の目的・内容	第7期計画目標値(下段実績値あり)			評価	第7期計画(1年度)2018年度	
		2018	2019	2020		実績値	計画値
(ヌ) 養護老人ホーム入所措置事業	環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、心身の状況、置かれている環境、居宅における介護の可能性等を総合的に勘案して適切に入所措置を行います。 また施設と連携し、入所者の自立を目指す支援が行えるよう取り組んでいきます。	入所措置者数			○	申請者の現状の課題を明確にしたうえで、入所判定委員会を開催し、適切に措置入所を行いました。	入所措置の判定が難しく、適切な措置を行うには、客観的な事実を明確に提示し、委員判断が行われることが求められます。委員会の事前の取組を丁寧に行っていきます。
		2人	2人	2人			
		1人					
(ネ) 緊急一時保護事業	虐待や認知症の徘徊等で保護が必要な高齢者に対し、安全を確保するために一時的に施設入所を行います。	一時保護者数			○	2018年は、対象者がいませんでした。	虐待等の緊急入所決定時の迅速対応が必要です。いつ緊急対応が必要になるかわからないため、平素から対応可能な施設と協議を行っています。
		2人	2人	2人			
		0人					

(ノ) はり・きゅう 施術料助 成事業	65歳以上の高齢者に対し、はり・きゅう施術料の一部を助成することにより、安らぎを付与する事業を行います。	交付人数			○	申請者に対し適切にはり灸の助成を行いました。 登録業者が増加しました。(15事業者)	癒しを目的に助成を行っていますが、利用者は固定してきています。また、およそ4分の1が未利用者となっています。市民ニーズの多様化の中、事業内容の検討も必要となってきました。
		450人	450人	450人			
		450人					
(ハ) 在日外国人 高齢者福祉 給付金支給 事業	昭和57年の国民年金法改正により国民年金を受給できない日本に在留する外国人に対し、給付金を支給し、福祉の増進を図っています。 対象者が過去数年いないことから、今後は、事業の廃止時期を検討していきます。 ※ 大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前に外国人登録をした人で1年以上市内に居住している人が対象。	/				2018年は、対象者がいませんでした。	近隣の状況を見ながら、事業廃止時期を検討していきます。
(ヒ) 老人の日記 念品代贈呈 事業	老人週間(9月15日～9月21日)に、市内に居住する高齢者に対して、敬愛の意を表し、長寿を祝福することを目的として、88歳、100歳以上の人に記念品代を贈呈します。	贈呈人数			○	100歳以上は記念品代金、88歳はカタログによる贈呈としました。カタログは、食品を中心としたものとし、梅干し・米・嗜好品・肉などの日常食せる内容が人気でした。	買い物等が行けない高齢者にとって、選んだものが届くカタログは好評でした。今後は、100歳以上もカタログにします。
		290人	310人	330人			
		260人					